平成23年4月1日から、改正水質汚濁防止法が施行されました。

ポイント①



排出水の測定項目、頻度などが明確に規定されました。

特定事業場の設置者は、公共用水域への排出水の水質測定を行うよう義務づけられています。今回の改正では、これまで明確でなかった測定の項目、頻度が定められました。

また、測定結果の保存も義務づけられるとともに、測定記録の改ざん等に対する罰則規定が新たに設けられました。

【排出水の測定】

(1)項目

⇒水質汚濁防止法の特定施設がある事業場のうち、排水基準が適用される事業場において、 特定施設設置(使用・変更)届様式第1 別紙4に記載した項目

○参考 水質汚濁防止法施行規則 様式第1(別紙4) 排出水の汚染状態及び量 工場又は事業場に おける施設番号 種類•項目 最大 排 通常 通常 最大 出 水 この欄に記載された \mathcal{O} 項目について、測定 汚 を行ってください。 染 状 態 最大 排出水の量 通常 通常 最大 (m³/目) その他参考となるべき事項 備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

- ※現行の届出内容を確認し、過不足があれば、変更の届出をしてください。
- ※使用していても通常は排出しない物質も、必要に応じ測定してください。
- ※測定試料は、排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

(2)頻度⇒1年に1回以上

※温泉を利用する旅館業については、一部項目(砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、 亜鉛含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量)のみ3年に1回以上

(3)測定結果の保存⇒3年間保存

測定した結果は、「水質汚濁防止法施行規則 様式第8 水質測定記録表」に加え、

①事業者自らが測定した場合は当該測定に伴い作成したチャート等

(試料採取記録、結果計算表、測定チャート類等)の資料

②環境計量証明事業者に委託した場合は計量証明書等

・・・以上の資料を3年間保存してください。

(4)罰則

記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合は、<u>30万円以下の罰金</u>に処される場合があります。

事故時の措置の対象となる物質及び施設が追加されました。

汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び知事への届出を義務づける範囲(対象となる汚水の種類及び事業者の範囲)が拡大されました。

【事故時の措置】

次の事故が生じた場合で、人の健康又は生活環境に係る被害の恐れがあるときには、直ちに さらなる流出防止の応急措置を実施するとともに、速やかに事故の状況・応急措置の概要を知事 へ届け出なければなりません。

①特定事業場から有害物質を含む水が流出・地下浸透、

若しくは排水基準を超過するおそれがある水が流出

- ②指定事業場から有害物質または指定物質を含む水が流出・地下浸透
- ③貯油事業場から油を含む水が流出・地下浸透

下線部が今回 追加されました。

<「指定物質」、「指定事業場」とは??>

今回新たに、排水規制の対象となっていない有害な物質を「**指定物質」**、指定物質を取り扱う 事業者を「**指定事業場**」として規定し、事故時の措置範囲に追加しました。

(※指定物質は平成23年4月1日現在、以下の52物質が指定されています。)

指定物質一覧(56物質)					
1	ホルムアルデヒド	20	クロロホルム	39	クロルピリホス
2	ヒドラジン	21	硫酸ジメチル	40	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
3	ヒドロキシルアミン	22	クロルピクリン	41	アラニカルブ
4	過酸化水素	23	ジクロルボス(DDVP)	42	クロルデン
5	塩化水素	24	エストックス(ESP)	43	臭素
6	水酸化ナトリウム	25	トルエン	44	アルミニウム及びその化合物
7	アクリロニトリル	26	エピクロロヒドリン	45	ニッケル及びその化合物
8	水酸化カリウム	27	スチレン	46	モリブデン及びその化合物
9	アクリルアミド	28	キシレン	47	アンチモン及びその化合物
10	アクリル酸	29	Pージクロロベンゼン	48	塩素酸及びその化合物
11	次亜塩素酸ナトリウム	30	フェノブカルブ (BPMC)	49	臭素酸及びその化合物
12	二硫化炭素	31	プロピザミド	50	クロム及びその化合物(六価クロム 化合物を除く。)
13	酢酸エチル	32	クロロタロニル(TPN)	51	マンガン及びその化合物
14	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	33	フェニトロチオン(MEP)	52	鉄及びその化合物
15	硫酸	34	イプロベンホス(IBP)	53	銅及びその化合物
16	ホスゲン	35	イソプロチオラン	54	亜鉛及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	36	ダイアジノン	55	フェノール類及びその塩類
18	クロルスルホン酸	37	イソキサチオン	56	ヘキサメチレンテトラミン(HMT)
19	塩化チオニル	38	クロルニトロフェン(CNP)		